

館山市放課後児童健全育成事業 業務委託プロポーザル実施要領

令和2年9月

館山市教育委員会教育部こども課

【 目次 】

1	趣旨	1
2	業務の概要	1
3	参加資格	2
4	業者選定スケジュール	3
5	質問受付・回答及び説明会	4
6	申請・応募書類受付	4
7	参加申請書等	5
8	企画提案書等の提出	5
9	審査方法及び審査基準	6
10	最優秀提案者の決定等	6
11	契約に関する事項	7
12	その他	8
13	提出・問合せ先	8

1 趣旨

館山市（以下「本市」という。）では、「子ども・子育て支援新制度」開始以来、放課後児童クラブを公設化し、民間事業者による運営を委託することで実施してきた。

当該委託契約の期間満了に伴う次期契約について、現状の保育水準を低下させることなく安定した保育サービスを効果的に提供できる事業者を、価格のみではなく業務実績、専門性、企画力、創造性を勘案し、総合的な見地から判断し最適な事業者と契約を締結する必要があることから公募型企画提案（プロポーザル）方式により契約予定者を選定する。

2 業務の概要

- (1) 業務名称：館山市放課後児童健全育成事業業務委託
- (2) 業務内容：別紙「館山市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書」に記載のとおり
- (3) 履行期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 契約上限額：276,885,000円

内訳 令和3年度執行額 92,295,000円

令和4年度執行額 92,295,000円

令和5年度執行額 92,295,000円

※ 本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律108号）第6条第1項及び別表第1第7号に該当するため、非課税として取り扱う。

3 参加資格

参加できる事業者は単独企業体とし、以下（1）から（5）の全ての条件を満たしていること。

- (1) 館山市入札参加適格者名簿に登載されている者又は登録を予定している者
- (2) 公告日以降に、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- (3) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
 - ② 対象業務の入札日（本件については公告日）前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 放課後児童健全育成事業に関する地方公共団体からの業務を受託し、かつその業務を履行している者又は履行した実績がある者

(6) 参加資格の喪失

契約日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合には、本企画提案の参加資格を失うものとする。

- ① 前記の資格要件を満たさなくなったとき
- ② 参加申込書等に虚偽の記載をしたとき

4 業者選定スケジュール

内 容	期 日
事業告示	令和2年9月29日
参加申請書及び企画提案書受付期間	令和2年9月29日から 10月28日午後5時まで
現地説明会（希望者のみ）	令和2年10月6日
質問受付期限	令和2年10月13日午後5時まで
質問回答	随時回答（最終日10月16日）
参加資格結果通知	令和2年10月30日
提案審査（プレゼンテーション）	令和2年11月6日
選定結果通知	令和2年11月12日予定
契約締結	令和2年12月予定

5 質問受付・回答及び説明会

(1) 質問受付

本プロポーザルに関する質問は、次により行う。

- ① 電子メールにより質問書を提出すること。
- ② 他の方法による質問は一切受け付けない。
- ③ 質問は様式第13号に従い作成し、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。
- ④ 質問書は事務局あて電子メールで送信すること。件名は「館山市放課後児童健全育成事業業務委託企画提案に関する質問」とすること。
- ⑤ 受付期限：令和2年10月13日（火）午後5時（必着）
- ⑥ 回答方法：館山市のホームページで随時公開
質問者には電子メールで回答を送付

(2) 説明会について

希望者を対象に使用する施設の確認を目的に現地説明会を実施する。

- ① 実施日：令和2年10月6日（火）午後
- ② 申込期限：令和2年10月5日（月）正午
- ③ 申込方法：事務局あて電子メールにて「事業者名・参加者氏名・連絡先」を明記のうえ申し出ること。参加者が多数となった場合は人数に制限をする。
- ④ 日程等：申出者へ別途通知する。
- ⑤ その他：移動手段等各自用意すること。

6 申請・応募書類受付

(1) 受付期間

令和2年9月29日（火）から10月28日（水）午後5時（必着）

(2) 提出先及び提出方法

こども課まで持参すること

* 「13 提出・問合せ先」参照

(3) 提出書類

- ① 参加申請書等 * 「7 参加申請書等」参照
- ② 企画提案書等 * 「8 企画提案書等」参照

7 参加申請書等

下記書類を各1部ずつ提出すること。

(1) 参加申請書（様式第1号）

(2) 会社概要書（様式第2号）

※ 館山市入札参加適格者名簿に未登載の者は以下の書類を会社概要書に添付すること

a 法人の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

b 個人の場合、身分証明書及び登記されていないことの証明書

c 印鑑証明書

d 納税証明書（国税）

・ 法人の場合、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

・ 個人の場合、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）

e 納税証明書（千葉県税）

・ 千葉県内に事業所を有する場合、千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）

f 市税完納証明

g 財務諸表

(3) 類似業務実績書（様式第3号）

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

番号	書類名	様式番号	要提出
1	企業理念に関する提案書	様式第4号	○
2	経営状況に関する報告書	様式第5号	○
3	危機管理体制に関する提案書	様式第6号	○
4	提案内容の的確性に関する提案書	様式第7号	○
5	支援員等の雇用に対する待遇の提案書	様式第8号	○
6	支援員等の研修計画に関する提案書	様式第9号	○
7	学校等との連携・交流に関する提案書	様式第10号	○
8	コスト削減に対する取組に関する提案書	様式第11号	○
9	不測の事態発生時の独自の対応マニュアル	任意様式	*
10	放課後児童健全育成事業に係る独自のマニュアル	任意様式	*
11	提案価格書	様式第12号	○

*独自のマニュアルがある場合のみ提出

(2) 提出部数

① 提出書類番号1～10（書類を順番に並べA4ファイルに綴じる。）

A 事業者名入り：1部

* 提出書類と同じ内容を保存した電子媒体（CD-R）もあわせて提出すること。

B 事業者名の記載された部分のないもの：6部（選定委員会 委員配布用）

② 提出書類番号11（提案価格書）：1部

9 審査方法及び審査基準

提出書類等の審査は、別添「館山市放課後児童健全育成事業業務委託提案評価基準」に基づき、館山市放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において企画提案書評価及びヒアリングを行い、提案内容を公平かつ客観的に評価する。

(1) 提案審査

事前に提出された企画提案書に基づき、下記のとおり実施する。

- ① 開催日：令和2年11月6日（金）（参加者へ別途通知）
- ② 場 所：館山市役所2号館2階会議室
- ③ 方 法：プレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（10分程度）
 - ・プレゼンテーションは企画提案書を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は認めない。
 - ・出席者は合計3人以内とし、受託者となった場合の本業務の責任者が出席すること。
 - ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
 - ・必要な機器（PC）等は提案者が用意すること。
（スクリーン、プロジェクターは市が用意）

10 最優秀提案者の決定等

- (1) 審査委員会において、企画提案書による評価と費用を総合的に審査し、一定の水準以上を満たした者を優秀提案者とする。なお、評価の方法は別添「館山市放課後児童健全育成事業業務委託提案評価方式」による。
- (2) 得点上位の優秀提案者から順位付けをし、第1位の者を最優秀提案者とする。
- (3) 最優秀提案者が複数あった（同点）場合は、内容点の評価が高い者を最優秀提案者とする。それでもなお同点の場合は提案価格の低い者を最優秀提案者とする。
- (4) 選定結果については、全ての提案審査参加者に通知する。
- (5) 企画提案方式による優先候補者の選定結果を、館山市公式ホームページに公表するものとする。
- (6) 審査の内容についての問い合わせには一切応じないものとする。また、結果に対する異議申立ては認めない。

11 契約に関する事項

(1) 審査委員会において、選考された最優秀提案者を優先交渉権者とし、業務委託契約の締結交渉を行う。なお、優先候補者の提出した提案価格書記載の金額を超える金額での契約は締結しない。また、特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、次点提案者と契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した者を市は受託者と決定する。

(2) 契約書の作成

本市と受託者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 開設準備

受託者と決定された事業者は、その決定された日から令和3年3月31日までの間を開設準備期間とし、支援員等の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認などを行うものとする。

(4) 支払の条件

- ① 開設の準備に要する費用は、受託者の負担とする。
- ② 前払金は支払わない。
- ③ 支払方法は、本市と受託者が協議の上で、契約書で定める。
- ④ 支払は、契約書に基づいて行う。

(5) その他契約に関する事項

契約時における仕様は、企画提案書に記載されている事項とするが、本市と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

12 その他

- (1) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申請書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- (3) 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面(任意様式)で届け出ること。なお、参加の辞退には何ら不利益は伴わない。
- (4) 虚偽の記載をした企画提案書等は無効とする。
- (5) 参加資格要件を満たさない者又は契約日までの間に、本要領「4 参加資格」を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (6) 次のいずれかに該当した者については、辞退と見なす。
 - ① 企画提案書の提出期限に遅れた者
 - ② 審査委員会による審査に遅れた者
- (7) 本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに参加申請書等の内容が無償で使用できるものとする。
- (8) 参加申請書等は返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (9) 参加申請書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、参加申請書等を公開する場合がある。
- (10) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負う。
- (11) 本プロポーザル参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (12) 提案内容を適切に反映した特記仕様書作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。
- (13) 実施要領等の交付に関する事項
実施要領等は、館山市公式ホームページ内よりダウンロードすること。
「しごと・産業情報 / 入札・契約 / プロポーザル / 公募型プロポーザル (予定・結果)」

13 提出・問合せ先

館山市教育委員会教育部こども課 (市役所本館1階)

担当：子育て支援係 渡邊・黒川

持参受付 8:30～17:00 (土・日・祝日を除く)

〒294-8601 千葉県館山市北条1145番地の1

電話：0470-22-3496 (直通)

Mail：kodomo@city.tateyama.chiba.jp